

議案第 130 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「 | 三田地区市民センター | 伊賀市三田 1659 番地 | 」を
「 | 三田地区市民センター | 伊賀市三田 986 番地 1 | 」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（伊賀上野交流研修センター条例の廃止）

- 2 伊賀上野交流研修センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 245 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の伊賀市地区市民センター条例（以下この項において「旧条例」という。）第 11 条の規定による使用者の損害賠償義務については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 施行日前にこの条例による廃止前の伊賀上野交流研修センター条例（以下この項において「旧条例」という。）第 14 条第 1 項の規定による使用者の損害賠償義務については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。